

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小諸市

### 2 構造改革特別区域計画の名称

信州小諸ワイン特区

### 3 構造改革特別区域計画の範囲

小諸市の全域

### 4 構造改革特別区域計画の特性

#### (1) 位置と気候

小諸市(以下、本市という。)は、雄大な浅間山の南斜面に広がり、市の中央部を千曲川が流れる詩情豊かな高原都市である。

長野県東部の標高 679 メートル、東経 138 度 25 分 45 秒、北緯 36 度 19 分 26 秒に位置し、東は御代田町に、西は東御市に、南は佐久市に、北は群馬県嬭恋村の 2 市 1 町 1 村に接しており、東京からの距離は直線にして約 150km になる。

市の範囲は東西 12.8km、南北 15.4km、面積 98.66 平方キロメートルである。

本市は、海から遠く離れ周囲を山に囲まれているため、台風、低気圧、前線などの影響を比較的受けにくく、標高も 600m 以上ある高原性地域の盆地地形であることから、内陸特有の気候となっており、その特徴は、日較差と年較差が大きいことが挙げられる。また、一年の降水量も 1,000mm 前後と全国的にも少なく、年間を通して快晴もしくは晴れの日の割合が高く、年間の日照時間は 2,000 時間を超えている。一方で、本市における年間平均気温は上昇傾向にある。

#### (2) 人口

本市の総人口は、平成 12 年の 46,158 人をピークに減少に転じている。高齢化率は平成 7 年の 18.3%から平成 22 年の 26.2%へと上昇、一方で、年少人口割合は平成 7 年の 17.3%から平成 22 年の 13.3%へと落ち込んでおり、少子高齢化が進んでいる。

#### (3) 産業

平成 22 年の就業人口は 20,266 人で、産業別には、第 1 次産業が 8.9%、第 2 次産業が 30.4%、第 3 次産業が 60.7%となっており、平成 7 年から比較すると、第 1 次産業、第 2 次産業ともに割合を下げている一方で、第 3 次産業就業者の割合が増えている。

第1次産業従事者の98%は農業従事者であり、全国トップクラスの晴天率、昼夜の寒暖差により、種類豊富な農産物が栽培されている。主には水稲、ブロッコリー、レタス、キャベツ等の野菜、りんご等の果樹の栽培が盛んである。市内には長野県農業大学校研修部もあり、近年は毎年数名の県外からの新規就農者がいる状況である。

ワインぶどうについては、これまでは市内ワイナリー1社による契約栽培が中心であったが、近年は気象条件、土壌の状況から国内でも有数の栽培適地であるため、新たな栽培者が現れている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、中山間地域に分類される条件不利農地が多だけでなく、生産農家の高齢化や産地間競争の激化等の要因により、経営環境は年々厳しさを増しており、遊休農地の解消や地域の担い手農家の育成が課題となっている。

このような状況で、本市では農産物の付加価値を高めるため、第9次基本計画において6次産業化推進を重点施策に位置付けている。平成25年度からは「小諸市6次化ネットワーク」を組織し、農業者と加工業者、販売業者等を結び付け、それぞれの得意分野を活かして6次産業化による所得向上を図っている。また、関連して、都市農村交流、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃地対策、有害鳥獣対策等の農業施策を進めてきている。

ワインぶどう栽培では、1973年に設立されたワイナリー1社があり、市内及び近隣の上田市で栽培されるぶどうから醸造された高品質なワインは、国内外で高い評価を受ける日本を代表するプレミアムワインの一つと言える逸品として名高い。同ワイナリー内には、約3千坪の本格的な日本庭園もあり、四季それぞれに、美しい趣のある景観が楽しめることもあり、観光客の評価も高く、高品質のワインと相まって、本市のイメージを高めている。

また、隣接する東御市には平成27年に民間の「ワインアカデミー」の開設が予定されており、今後長野県の東信地区はワイン葡萄の適地として更に注目が高まることが予想され、近年は当市に栽培地を求める農業者も増加している状況である。

特例措置の活用により、ワインぶどう栽培地としての知名度向上、ワイナリーにおける雇用、就労機会の創出につながるほか、ワインツーリズムを目的とした国際的避暑地軽井沢からの集客、地域特産物の生産の増加が見込まれる。

ぶどうの他にも、市内で栽培が盛なりんごについては、農家子弟や新規就農者等今後の地域農業の担い手となる農家が多く、6次産業化への関心が高い。いちごについても農業生産法人による大規模な栽培、加工販売が行われている状況である。特例措置の活用により、りんご、いちごをはじめとする果実酒やリキュールの製造も少量から可能となることで、付加価値の向上と新たなビジネスモデルの形成が期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が比較的小規模な施設でも可能となる。これにより、多様な小規模ワイナリーの参入を促し、これまで市が進めてきた農業施策との相乗効果により、ぶどう生産の拡大による耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家所得向上や経営安定化、商工業、観光業との連携による交流人口の増加など、地域経済全体の活性化を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、これまで市が進めてきた農業施策を線で結び、さらに他産業との連携による地域の活性化が期待できる。具体的には以下のとおりである。

### (1) 認知度及び市のブランド力向上

特別区域であることを市内外に広くPRすることで、ワインぶどう栽培適地としての認知度が向上し、市外からも営農意欲のある新規就農者を集める機会が増える。また、ワインの持つ洒落なイメージにより市自体のブランド力向上が期待される。

### (2) 農業振興

担い手の育成確保だけでなく、遊休荒廃地の解消、地域特産物の消費や利用拡大、雇用機会の創出等、地域全体の活性化につながるが見込まれる。また醸造施設の他に直売施設、農家レストラン等が一体的に整備される際には、他の農産物へのニーズの高まりや地産地消の推進が図られる。

### (3) 交流人口の拡大

ワイン用ぶどうの収穫体験、醸造体験等の体験メニューの新設により、都市農村交流の拡大を図ることができる。また温泉施設やりんご等観光農園と組み合わせた新たな観光ルートその他、複数のワイナリーが設置された際にはワイナリー巡りも可能となり、新たな客層の誘致が見込める。

### (4) 信州ワインバレー構想

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」において、本市は「千曲川ワインバレー」として振興エリアに位置づけられている。既に構造改革特別区域計画の認定を受けている東御市、上田市、坂城町等エリア内の連携により、広域的な情報発信、宿泊を含む滞在型のワインツーリズムの実施等の効果が期待できる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 32 年度
特産酒類製造事業者数		1 件	2 件
特産酒類製造量		2 kl	4 kl
特産リキュール製造量			1 kl

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

※別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産された地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、杏、梅、かりん、キウイ)を原料とした果実酒、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、杏、梅、かりん、キウイ)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

小諸市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、杏、梅、かりん、キウイ)を原料とした果実酒、本市により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、杏、梅、かりん、キウイ)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は、

製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。